

議案第 5 号

朝来市企業誘致及び雇用促進条例の一部を改正する条例制定について
朝来市企業誘致及び雇用促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

奨励金返還命令に係る奨励措置決定の取消事由の見直しを行うため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市企業誘致及び雇用促進条例の一部を改正する条例

朝来市企業誘致及び雇用促進条例（平成17年朝来市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「既に行われた」を「前項の規定により」に、「が前項第3号又は第4号に該当する」を「を取り消した」に、「第3条第1項に規定する」を「既に交付した」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の朝来市企業誘致及び雇用促進条例第7条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に決定される奨励措置について適用し、同日前に決定された奨励措置については、なお従前の例による。

議案第 5 号資料

朝来市企業誘致及び雇用促進条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(奨励措置決定の取消し等) 第 7 条 市長は、奨励措置を受ける工場等の事業主が次のいずれかに該当するときは、当該奨励措置の決定を取り消すことができる。 (1) 事業を廃止し、又は 6 箇月以上休止状態にあると認めたとき。 (2) 第 3 条に掲げる要件に該当しなくなったとき。 (3) 虚偽の申請その他不正の手段により奨励措置を受けていると認めたとき。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が奨励措置をすることを不適当と認めたとき。 2 市長は、<u>既に行われた奨励措置が前項第 3 号又は第 4 号に該当するときは、第 3 条第 1 項に規定する奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</u>	(奨励措置決定の取消し等) 第 7 条 市長は、奨励措置を受ける工場等の事業主が次のいずれかに該当するときは、当該奨励措置の決定を取り消すことができる。 (1) 事業を廃止し、又は 6 箇月以上休止状態にあると認めたとき。 (2) 第 3 条に掲げる要件に該当しなくなったとき。 (3) 虚偽の申請その他不正の手段により奨励措置を受けていると認めたとき。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が奨励措置をすることを不適当と認めたとき。 2 市長は、<u>前項の規定により奨励措置を取り消したときは、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</u>